

東京專門學校處務日録

特別

14

1919

936

40

45

50

55



留  
1327  
11

市島謙吉氏明治 年頃早稲田  
大學ノ前身タル東京專門學校  
ニ幹事タリ是其當時ノ日誌也

010190048417



○九月考

本日の入子試験を執り了る入子ある百三十二名  
也

第二回の入子試験を廿五と二十五の間に  
をとり

片山浩氏吳院子中今も試験の件は  
校舎子中と打合をとりし







あつたうの田中、いふ方を候ふ  
来りし方の御事候へば、控へ例年の如く海河を扱  
くことなすまふ由状と申す  
田中、代へ役割りありし方、御方を古子  
申す直下、いふ方を候へば

〇六日

日曜、御事候へば

〇七日

森甲子三郎、御事候へば、御事候へば、御事候へば  
中村進午氏、御事候へば、御事候へば、御事候へば

向の御事候へば、御事候へば、御事候へば、御事候へば  
寺尾重の氏、御事候へば、御事候へば、御事候へば、御事候へば

〇八日

中村進午氏、御事候へば、御事候へば、御事候へば、御事候へば  
法件を候へば  
一法事、御事候へば、御事候へば、御事候へば、御事候へば  
一御事、御事候へば、御事候へば、御事候へば、御事候へば  
一御事、御事候へば、御事候へば、御事候へば、御事候へば







○九日

未届系、編入試験を行ふ

岡田、藤本のあり、俣より刑法各論を抄り流す  
杉田、一時方々より藤島に文を抄り流す

各、中津の折衝の後、井田、志田と度、折衝す  
第...

一、小千川、邦流の資料、折衝の、一課あり、  
件を書状にて抄り流す

一、志田、折衝の上、俣、折衝あり、抄り流す、仁井  
田、抄り流す、俣、抄り流す、志田、抄り流す

一、英政、折衝、俣、抄り流す

一、英邦、折衝、俣、抄り流す、但し、後、折衝あり

一、英政、特、英書、折衝あり、抄り流す

一、折本、英書、折衝あり、抄り流す

一、折本、英書、折衝あり、抄り流す

一、折本、英書、折衝あり、抄り流す

一、折本、英書、折衝あり、抄り流す

一、折本、英書、折衝あり、抄り流す

○十日

一、未届、試験、俣、抄り流す

一、回書、折衝、俣、抄り流す、折本、抄り流す、  
折本、抄り流す、折本、抄り流す



一 多例年の如く法債のそおき銀を扱ひてある  
多きを多くし少きを少くせん

一 志田、大田は法債総別よりおと流す

一 刑部、大田は法債総別よりおと流す

一 如き銀を停止文字印換て稱し件は法債  
金とせん

一 壬午銀りより法債より金とせん内は

但し右区法債より金とせん内は  
法債より金とせん内は

○十一日

本日より午後

○十二日

一 本日臨時に入金を済ししもの二十八名也

一 中山、大田より法債ありお任の件あり

一 英法より法債書買入し中を流す

但し手形料とせん二十五割とせん  
収の定より

○十三日

日曜日は休業

○十四日

一 英法、英書料少きを為す

天竺、銀り流す



う白

未定

片山

社合

右をり身りるそ致ち

か

天也

江海備

ね平

国交

一平の橋浦とせし  
かき二平の橋浦とせし

一受おま換左のぬし

英法のお相

高白のこころとこを治めお相

う白のちやのりハシホラウト意江海

天也のさき江海なるゆに後

一十九のぼふ浦義とハるませ浦お海お  
おの橋井こせり一里合状をゆ

一和鮮人一えと月海入校を序する決す

一う白と橋海の上ナ村進まこ毎日十四ツの橋海を

深海に海より船をゆりて決すうんハ存在を代地

一ととと浦か船の些舟ををたさるるお相を二

方らぬのつせりこせ

一庶務柳ぬあるおの附とるを便定トス且の

四浦海寺ありこし中跡新せと地りこおの吹ケ

豆くぬあるあり身之ゆと橋海とハ度新を

あるおの橋と橋りて決しぬゆらうせ後を更







○十六日

一中子願金の件は金子を中子より聞かすに依りて  
を為す

一町方割し伴ふ井上と書物をもとめす

一文子二三年共通しむる敷板に御免い  
らば内浦めと依依の上分りて敷板を  
ふこゝとせむ

一長村司平の任の件は中打ぎに口や  
口を托す

一長部りやふまの指倉材料運搬等特  
し御免とて今年四月と申す

○十七日

一岡村司平の任は中打ぎと依依の上平  
田やう馬は割しにふまおまあれしもの決  
す

一在り十村氏に書を投じ御免奉り  
返すようへき言の托す

一理の御免の件は御免の御免を  
とせしむ

○十八日

一時間割漸やく成る

一長田信雄一舟を奉り御免の行



取浦の伝馬を控へ来る

一 昔より本殿の伝馬御兵衛殿を向ふ  
古倉を築かせし日本校より創りし  
如くとも御兵衛殿を撰出す

一 本村行氏より月夜重三の内の内なる所伝  
湯沼の浦河を流ししものなる事

○十九日

一 本村行氏より月夜重三の内の内なる所伝  
湯沼の浦河を流ししものなる事

一 本村行氏より月夜重三の内の内なる所伝  
湯沼の浦河を流ししものなる事

一 本村行氏より月夜重三の内の内なる所伝  
湯沼の浦河を流ししものなる事

一 本村行氏より月夜重三の内の内なる所伝  
湯沼の浦河を流ししものなる事

一 本村行氏より月夜重三の内の内なる所伝  
湯沼の浦河を流ししものなる事

○廿日

日曜 休業



○廿一日

今日第二回入学試験へ行つて試験も全て  
及び者三十二名也

昔より義塾の東郷也朝鮮の者も生てん  
を回付し本校へ入学を志す者も右七名の内  
三名は高田君を以て入る四名の二名は下宿へ入  
るは後述せし如き事なり

一片山走田、並に終文の時増加件を托す

一外回教師も了出校未月より出校の事いふ  
ふ

○廿二日

一秋修身堂の事いふ事

一本校修身堂の事いふ事  
秋修身堂の事いふ事  
田借物いふ事

一方々々雄の事いふ事  
二田と云ふ事

○二十三日

一本校庶務掛を清野君の任めとす

一中身と文海の末坪内清野の月給を二十四  
とす

一法科二年級高田君の事いふ事



後、多岐の志田清海と松嶺の正氏  
清海編として全巻二冊、清海は  
仁保氏よりお洋目し件は向か  
件あり中村清海に交託を托す  
一上の多岐の清海と件は  
書状を托す

一回書字佛力、佛力考考品、年月按日  
一 代の印刷を朱英舎に托す

二十四日

一 託事ナレ

二十五日

一 田中隆三氏去校出講時間う定山

一 健三時間ノ録定ノ度五分四時間トシ差  
友アルトキニ備スル事

一 慶應義塾新規則ヲ今井七ニ送附シ徵  
兵衛隆ノ件取調ヲ托ス

一月末計算録系ノ調査ヲ为ス

一 上田篤年氏ノ次会ニ課外講義ヲ托シタ  
ル慶本学期差友ノ趣返書附来ス

一 新講師室ノ修繕成ル

二十六日



一 朝倉外民鉄、次回、洋外海航を托す  
 一 済成館より前月積金百五十圓返金す  
 一 壬午銀行より五百圓借用の約成りて付明  
 朝調印を校長に請求スヘキ旨會計主任に  
 命ス  
 一 明後日壬午館より、金員清札、為校員差出  
 二 廿日藤田氏書状を會計主任に交付ス  
 一 午後三刻より大講堂に於て法學部ノ討論会  
 ヲ開ク  
 一 仁保、多忙、故り以て出講出来ずん旨志田、等を以  
 テ申来ん

一 小川、及び、氏借負の書紙ニ付、返還金アリキ  
 旨幹事より書状を差出す

廿七日

一日 曜休業

廿八日

一 病氣より休校ス

廿九日

一 仁保、及、指課目、に、付、付、于、由、を、訪、入、堀、部、の、来  
 平、田、より、馬、場、に、托、ス、ル、事、ト、ス  
 一 中子、預、了、金、に、付、存、付、控、子、を、訪、入、堀、部、の、来  
 二 日、二、万、金、を、返、入、事、ヲ、約、ス



一東京行函施迄終く四史大系の發刊を申出  
す

一事件別子義一腦病を以日本憲法の神髓を  
考へてに托するこゝに振興す

一有智より平田敏一に甚しきもの一紙を右に寄  
しせしめざる日或土洋を以てあはれあはれすること  
あり

一新刊の道徳の大成より大體論へ進出せし  
ことおのまを扶養するべき點を以て考へて  
ることとて思ひおのまを以て考へて  
こととて思ひおのまを以て考へて  
こととて思ひおのまを以て考へて

一近著老人を試験来月十日執行に決し廣生は来月  
一日より掲載せしむる見せり

一校友李多文確に冬小

一前川植造より文藝三の入るを托し来り

○卅日

一戸水定人ほか海成の中海を説し来り

一前多志より智劍坊より所を以て仲り作書  
あり

一校友を以て得能一考後

一朝鮮のあやむし使権濠鎮より校報後







陳述す

一 今井報御<sup>（海）</sup>の事<sup>（一）</sup>白<sup>（二）</sup>田<sup>（三）</sup>の事<sup>（四）</sup>は由<sup>（五）</sup>也<sup>（六）</sup>  
此物<sup>（七）</sup>上<sup>（八）</sup>田<sup>（九）</sup>トス

一 多<sup>（一）</sup>分<sup>（二）</sup>の事<sup>（三）</sup>は由<sup>（四）</sup>也<sup>（五）</sup>  
其<sup>（六）</sup>事<sup>（七）</sup>の<sup>（八）</sup>内<sup>（九）</sup>は<sup>（一〇）</sup>由<sup>（一一）</sup>也<sup>（一二）</sup>  
大<sup>（一三）</sup>正<sup>（一四）</sup>の<sup>（一五）</sup>事<sup>（一六）</sup>は<sup>（一七）</sup>由<sup>（一八）</sup>也<sup>（一九）</sup>  
し<sup>（二〇）</sup>事<sup>（二一）</sup>は<sup>（二二）</sup>由<sup>（二三）</sup>也<sup>（二四）</sup>

二日

一 事故<sup>（一）</sup>あり<sup>（二）</sup>出<sup>（三）</sup>校<sup>（四）</sup>トス

三日

一 馬<sup>（一）</sup>場<sup>（二）</sup>が<sup>（三）</sup>民<sup>（四）</sup>法<sup>（五）</sup>契<sup>（六）</sup>約<sup>（七）</sup>の<sup>（八）</sup>事<sup>（九）</sup>は<sup>（一〇）</sup>由<sup>（一一）</sup>也<sup>（一二）</sup>

従<sup>（一）</sup>来<sup>（二）</sup>三<sup>（三）</sup>日<sup>（四）</sup>間<sup>（五）</sup>の<sup>（六）</sup>事<sup>（七）</sup>は<sup>（八）</sup>由<sup>（九）</sup>也<sup>（一〇）</sup>

一 高<sup>（一）</sup>事<sup>（二）</sup>契<sup>（三）</sup>約<sup>（四）</sup>の<sup>（五）</sup>事<sup>（六）</sup>は<sup>（七）</sup>由<sup>（八）</sup>也<sup>（九）</sup>  
其<sup>（一〇）</sup>事<sup>（一一）</sup>は<sup>（一二）</sup>由<sup>（一三）</sup>也<sup>（一四）</sup>

一 事<sup>（一）</sup>田<sup>（二）</sup>の<sup>（三）</sup>事<sup>（四）</sup>は<sup>（五）</sup>由<sup>（六）</sup>也<sup>（七）</sup>  
其<sup>（八）</sup>事<sup>（九）</sup>は<sup>（一〇）</sup>由<sup>（一一）</sup>也<sup>（一二）</sup>

一 民<sup>（一）</sup>法<sup>（二）</sup>の<sup>（三）</sup>事<sup>（四）</sup>は<sup>（五）</sup>由<sup>（六）</sup>也<sup>（七）</sup>  
其<sup>（八）</sup>事<sup>（九）</sup>は<sup>（一〇）</sup>由<sup>（一一）</sup>也<sup>（一二）</sup>

一 中<sup>（一）</sup>村<sup>（二）</sup>進<sup>（三）</sup>午<sup>（四）</sup>の<sup>（五）</sup>事<sup>（六）</sup>は<sup>（七）</sup>由<sup>（八）</sup>也<sup>（九）</sup>  
其<sup>（一〇）</sup>事<sup>（一一）</sup>は<sup>（一二）</sup>由<sup>（一三）</sup>也<sup>（一四）</sup>

し<sup>（一）</sup>事<sup>（二）</sup>は<sup>（三）</sup>由<sup>（四）</sup>也<sup>（五）</sup>

一 中<sup>（一）</sup>村<sup>（二）</sup>の<sup>（三）</sup>事<sup>（四）</sup>は<sup>（五）</sup>由<sup>（六）</sup>也<sup>（七）</sup>  
其<sup>（八）</sup>事<sup>（九）</sup>は<sup>（一〇）</sup>由<sup>（一一）</sup>也<sup>（一二）</sup>



序を繕束し来る

一又二三年前の事々々歴史の試法を好むるに時文  
々々内田清海の此の二百年の事々々の試法を好む  
々々其の方々を説き及ぶ

一又二三年前の事々々歴史の試法を好むるに時文  
々々内田清海の此の二百年の事々々の試法を好む  
々々其の方々を説き及ぶ

一又二三年前の事々々歴史の試法を好むるに時文  
々々内田清海の此の二百年の事々々の試法を好む  
々々其の方々を説き及ぶ

一又二三年前の事々々歴史の試法を好むるに時文  
々々内田清海の此の二百年の事々々の試法を好む  
々々其の方々を説き及ぶ

四日

一日 曜二付休業

五日

一厚田敏二甲より方々御覧し主仲有  
車書多し並に之の事々

一おのり道場長御覧し件々大乗の教  
書を三つ七号取らるる由申すし書を  
し且つ好書と令申すと御覧す

一参考図書借引期は終末十五日間と云ふ三  
十日と改心す

一岡山教社三攻学館より同館卒業生を本校へ無  
試験に入学せしめ得んや否や、照会するに郵政、



法律行政 其後一年二年入るる減収入るを  
此方回春ス

六日  
七日

一 津河方買の苦味よりちよ取三印の事  
田お返ス

一 中村清めと法律戸許法ありし印中序  
と法ありし人下中清め不衣し印代扱  
せしむるあり

一 夕刻より夜即ち中その後ちやとあし方白  
野田全路子と井寺合し事件を法して野田  
す

八日

一文書三年の教後法にる高ち南る村内也と根  
源の上ちる人ギと根拠を承け度止とすすす

一文書三年の英法へ令統をもちしう後万とま  
しむるちの特すすす存本也の事

一 卒田也の部念より前おたのめ未四日曜し  
間しむ但しとち司す田やうと村也にち今を

根拠をもちきしとす河怨とすえとすおと  
宣施し

一 他その方の権衡より英邦政以科の扱すまの事と  
十八のめらる終能す

二年



本日 日本憲法上古文をのりて地

おのりて地を二つをを加ふ

一英法がオオ二年後日本其元後すの旨に追  
のこすの科は入らざるを決す

但し和洋の決法をかす中

一俄田一やう 和安直三(日英其業放院海橋  
久貴放院原(英法其業其位)を安らうにシテ  
カしるはるメーしん 和安おオオスア者控て  
もふけり 和安あふ(大英法其業其位)を  
あふけり 和安あふ

一日本勤をとお進後之廣くさる一也る

由之種族と和洋の上まつ科をさす  
方り也る

一さ中からゆ清河をいを修文生を并に文子三  
年其業其業を修文生を并に文子三  
こと、さす

一英邦政治一年の備えのまへに坪内清河をい  
こす未月より同済に決し右掲ふてし  
但し講義録に於て本日坪内  
備考の備考を印刷しをを各料  
さす元

一未の身五土留るる洋お清義とさす



右溝河を修理す雄がラストと云ふは  
修くはち状をせしがラストと云ふ片山を修む  
所也

一諸手廻科を去る所買入費を充て、丸のこの  
二取調くしめさるる所を本年一に修む

計是る十四の五十九也

本年九月分

計是る八十七の五十九也

一午後五時より六時見物も概交し、意の  
書行致るは行る一寺のみめ、ふふふと  
未全五十九也

九日

一英以二年内田也、上古史一西二  
来月より一週三の分り  
一十子分計し、件を自地み、  
一園寺、字の指法を教記す

十日

一午後八時、式路を行ふ  
一午後七時、大浦中、修及  
一寺也  
一申、その  
一本校、法、生、主、夫、と、う、大、江、津、寺、校、生、徒、と、職



全討論会をよくの提議を暇りに法を命に提  
中するも自ら考へたりしもの中一回を本校に法を命に  
くすもせしめ申すやを問ひ事よりなり何れも差支  
るまじらうとす

一 邦美をより論地を命に地を命に傍行を  
人ことを認む出づ傍地を命に傍行の概能を  
二 邦美許す但し地を命に傍行の概能を命に  
又し傍行より差許す事

十日

日曜日

午時より大講をとり本校の法を命に傍行

その中の要のあるをとりて中一時的に傍行を  
す且つ本校の法を命に傍行を命に傍行を  
法を命に傍行を命に傍行を命に傍行を  
とんす及し傍行を命に傍行を命に傍行を  
とんす及し傍行を命に傍行を命に傍行を

十一日

唐井より高野の法を命に傍行を命に傍行を  
一 邦美をより論地を命に地を命に傍行を  
事より一時的に傍行を命に傍行を命に傍行を  
す

一七八五月三子印收支帳を命に傍行を



一 英流そのほか文科三年級に送附す

一 千ヤルズガラスト沼の浴衣をあげて来る

一 割島清海初夜氣の白浦の方位の事あり

十三日

一 号後信州をきし件はのりぬえを待たせ  
転送す

一 方角の文取のハジホット意法論、ブルンケリ

一 西の文取と大石健一をアキに托する、この内  
決す

一 割島文取の四角の文取の事あり、おと由決し、  
田中富久人ら清浦をすすの事あり

十四日

一 本日午後校了す

十五日

一 主なる由とそとをきし、併し内なる事あり

一 浦の紙をく、一冊の信あり

一 習字の一冊を代りておとす

一 余の事、十七日迄、そとをきし、今より、せあ  
り

一 十六日

一 大石健一を甲と改め、乙を甲と改め、四角の文取ハ  
レホット意法論を代りて托す、あより、す、送、是







校舎の及び方下りより聲書が敷居一ノ邊まで付  
回す事と借小使主二十四日申日切向古版す  
也

手抄簿の用事し付るは字の書え好す  
國治子教授を有る事と扱しより手抄簿を有る事  
山内侯より手抄簿を道場中と申あ問まし件  
に盡し書付て来るまに云ふ

一 本校の信用主し付るは其の事と申す事  
り治す

一 此本校を信りする所御中を申す事  
書状を申す事

一 古蹟の世に多し其の雨人をも信り但し其  
所に於て其の事と申す事御中を申す事  
余は其法を申す事

一 手抄簿の用事し付るは字の書え好す  
律子教授を有る事と扱しより手抄簿を有る事  
ある事と申す事

一 昨より其の事と申す事御中を申す事







ゆきつゆりつ 信好にふみ給ふ而も申し  
て

一番白く信好して信利を平形に浦中へ林  
上へ出たるあまの状を認り今村に信り申す

一日

休日

二日

出取 江戸ナシ

三日

休日

四日

信権印浦河馬防ぎの御任し七羽を申あは  
のち一しす

信好の申す方へ一羽の浦河馬二羽を  
田信利の申す方へ一羽を申す

英政一年後英軍の力乏しき日英軍を力十  
の分は二倍一倍を口はの二倍二倍の  
と二倍と増物し二倍の二倍

信好の申す方へ一羽を申す  
信利の申す方へ一羽を申す

あまの申す方へ一羽を申す  
信好の申す方へ一羽を申す



事分不能なる所ありあはれども、中子  
自左隈海を社部を治するにせらる  
政次二年海より民法に改め、地租の件を  
つたふ志の清めと、地獄の上迄、各を  
五日

六日

休日 社部より中子あり

七日

馬場を治する後任として、地獄院より中子あり  
終りし事あり

町の五法律より、我聯合の地獄院より、  
一と準例あり

方眼より、社部より、中子あり、  
田中造より、中子あり

富山他より、早文法より、中子あり、  
中子あり

前日々末より、中子あり、  
米也

八日

中子増より、中子あり、  
中子あり



大津より程なく五区律子校聯合計簿を呈し  
公名をばえつて用い入協を御徳をうさる

九日

坪内君本友の事校を束の英流あり改る  
の件は左し決断をなさ

一片山の主任不返り申来ん三月まで存奉

也をいし主任を托す

但し片山也の美典上り主任を託す

の揚きをあすも其のめう自志而に其  
の傍まあ

一片山又おの文法を井に大おトナス

一吉田又おの友を片山又おとす

一井の作文片山のめう又おに作文を

を託す

也

一津島を聘す

也

一石原君をいし協分をいし

り

也

考る村内式事校泊に協分をいし

十日



哲の節のうづ月まに節し延於終、酒令し且  
秋毛の油令とまきしあき然と思ふ子故あに  
文あり

正村司馬坊急足おけし島三々々おれを流す  
園拓也文おし日星之風多山才文おを托し平  
のあはをのさう

来八十分本枝親を死く亦在生、大徳存印  
菊花の親受すしと許す

十二日

神崎直三来枝英流多印、おけ浦河を托す  
英流字や各年級徳代を令しと主任浦河片山

こおする不平の理由をゆく山を事の希す  
若主と根瀬の上片山解任と決し田中と吩咐し  
片山のあはををけ田ましゆらうたの三々果を像  
ししあすすトス

英流多ア主任を金にふん出るまとすすこ決し  
山を幸あはす

英流多ア主おあ又：世にしるるまを根瀬の  
上まなく決す

十三日

秋月まに幹書、おけあ、あ

廿二日



拜書 功校す

廿三日

紫のり出校す

廿四日

幹事不在中、要件左に如し

片山解任に

新なるる旨登録入

保険法と志田に取扱上し同人取扱に因

総別の中村進子取扱

右の如し決意す

一ありお扱るるも左陸部に聞、任の滞後ある事

分るる事二十八日及び

又今日、現し、要件左に如し

大に懸念す、又ぬし、聞、元、事、（傍書）

お、（傍書）

、（傍書）

す

余長、（傍書）

、（傍書）

、（傍書）

平、（傍書）

、（傍書）



念書

平野伴三郎の遺志を承ふ事の由緒の事前  
の事柄を以て承ふ事一年に亘り延べ  
て承ふ事今に迄あり但し承ふ事  
先づ、文部省中にある事

中子地築し件より左の事承ふ事

念書

法を授かるに備ふ事あり、計簿を  
備ふ事、法と文部省の法を  
承ふ事

本月分分付する事、計簿を  
承ふ事

大石より承ふ事、計簿を  
承ふ事

大石より承ふ事、計簿を  
承ふ事

大石より承ふ事、計簿を  
承ふ事

念書

大石より承ふ事、計簿を  
承ふ事



















